平成２６年（フ）第２２８号
茨城県かすみがうら市深谷2283番地１、前住所東京都台東区千束３丁目30番12―504号
ＬＩＮＸ　ＡＶＥＮＩＲ
債務者　川島有希子
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３６７号
金沢市小立野２丁目15番９号　Ｊハウス202号、従前の住所金沢市田上本町29街区１、従前々の住所金沢市金川町ホ180番地
債務者　中川こと　向江　博子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
岐阜県可児市川合2091番地１　シャトータウン可児Ｂ―102、前住所岐阜県可児市今渡1191番地１　エバーグリーン柴田101
債務者　友田　早苗
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２０６９号
名古屋市南区汐田町１番17号　ヤマダイコーポ汐田406号
債務者　山口　治美
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０７号
三重県鈴鹿市東磯山４丁目19番15号
債務者　松本京美（旧姓小川）こと　李　京美
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０４号
大津市膳所２丁目12番４号
債務者　村上美智子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５９号
滋賀県甲賀市甲賀町相模116番地24
債務者　谷水るり子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７１号
滋賀県栗東市大橋１丁目８番10―102号
債務者　坂井　清美
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７５号
滋賀県守山市大門町10番地２　ヴィラ守山201号
債務者　高田　義弘
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０２号
大津市浜大津３丁目２番１号
債務者　細野　純一
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１２号
滋賀県湖南市柑子袋1497番地16、前住所滋賀県湖南市中央５丁目73番地
債務者　藤川　淳子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
鳥取県鳥取市秋里1206番地１　ジャスミン107号、旧住所岐阜県高山市三福寺町491番地サンビレッジ山本Ｅ－１
債務者　野口　邦男
１　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６０号
広島市安佐南区八木９丁目28番22―403号
債務者　向井　雅子
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５６号
広島市佐伯区美鈴が丘西２丁目11番11号
債務者　真田　貴子
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８６号
広島市中区舟入町８番31―303号
債務者　久留　雄典
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７９号
山口県下関市秋根南町１丁目５番５―307号東京アーストンマンションＮＯ．３
債務者　白水　祐爾
１　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
高知県香南市赤岡町1316番地１
債務者　小川　美穂
１　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係